

一般計量証明事業者 様

一般社団法人福岡県計量協会
会長 西竹 浩一

令和 8 年度一般主任計量者再講習会の開催について

初秋の候、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の事業に格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、福岡県の「計量証明事業の登録に関する実施要領」により、主任計量者については 5 年ごとに県知事が指定する講習会を受講するように定められています。

つきましては、別紙の実施要領に基づき、下記のとおり講習会を開催しますのでご案内いたします。

記

- 1 日 時 令和 8 年 1 0 月 1 5 日 (木) 1 3 : 3 0 ~ 1 6 : 0 0
(受付 1 3 : 0 0 ~)
- 2 場 所 福岡県計量検定所 2 階会議室
(糟屋郡粕屋町大字大隈 1 8 8 - 2)
- 3 受講対象 (1) 一般主任計量者資格取得から 5 年経過し、一般主任計量者再講習会を一度も受講したことの無い者
(令和 4 年以降の一般主任計量者資格試験合格者を除く)
(2) 一般主任計量者再講習会を受講し 5 年経過した者
(再講習修了証の年月日を確認してください。)
- 4 受講料 協会会員 4,000 円、非会員 9,000 円
※消費税込み、テキスト代を含む
- 5 携帯品 筆記用具、印鑑 (修了書の受領印)
- 6 定 員 定員 4 0 名以内
※申込者多数の場合は、午前と午後に振り分ける場合がありますので、御了知ください。
- 7 申込先 一般社団法人福岡県計量協会
郵送 〒811-2302 糟屋郡粕屋町大字大隈 1 8 8 - 2
TEL/FAX : 0 9 2 - 9 3 9 - 2 9 1 2
e-mail : fukukeikyo@ceres.ocn.ne.jp
- 8 申込方法 別紙「主任計量者再講習会申込書」を 令和 8 年 1 0 月 2 日 (金)までに、郵送、ファックス又はメールにて送付してください。

(別紙)

令和 8 年度一般主任計量者再講習会申込書

(一社) 福岡県計量協会長 行

令和 年 月 日

(ふりがな) 氏 名		生年月日	昭和・平成 年 月 日
住 所	〒 (—)		
会 社 名 (所属名)			・会 員 ・非会員
連 絡 先	電話番号 :		
	F A X :		
	e-mail :		
一般主任計量者試験合格証番号	第 号	試験合格年月日	年 月 日
一般主任計量者講習会受講有無	有 ・ 無	講習会修了証の年月日	年 月 日

※ 申込書は令和 8 年 1 0 月 2 日 (金) までに提出してください。

(郵送またはファックス)

※ 会員・非会員の欄に○印を記入してください。

※ 受講料は、受付後に受講票を送付しますので、到着後に振込にて納入してください。

令和 8 年度 一般主任計量者再講習会実施要領

一般社団法人福岡県計量

協会

1 目 的

計量証明事業者としての社会的責任の自覚と正確な計量を行ない、適正な計量証明を実施するため、主任計量者の計量に関する知識と技術修得のために講習を行なうことを目的とする。

2 事業の主体

一般社団法人福岡県計量協会

3 事業の概要

一般主任計量者が引き続き、計量証明事業者の主任計量者として業務を遂行していくために、必要な知識を修得させる再講習会を毎年 1 回実施する。

4 受講の対象者

計量証明事業を行なっている事業所の主任計量者（計量証明事業試験合格証を取得している者）で、次の（１）・（２）に該当する者。

（１）一般主任計量者資格取得から 5 年経過し、一般主任計量者講習会を一度も受講したことのない者（ただし、令和 3 年以降の主任計量者試験合格者を除く）

（２）一般主任計量者講習会を受講し、5 年経過した者

5 受講の周期

5 年毎

6 講習内容

計量証明事業等に必要な知識及び技術

7 修了証

受講者に講習終了後、その場にて交付

8 その他

（一社）福岡県計量協会が実施する当該講習会は、福岡県の「計量証明事業の登録

に関する実施要領」第 4 条 8 に基づく講習会に指定されている。

※参考

「計量証明事業の登録に関する実施要領」（福岡県）

第 4 条 8 再講習

一般主任計量者は常に必要な知識の習得に努めるものとし、県が指定する講習

会を 5 年毎に受講するものとする。